

一 諺「女は髪頭」(女の容色は髪のかき振りが第一の意)を踏まえる。

二 『薄雪物語』(近世初期流行の書簡体悲恋小説)や『伊勢物語』の脚色物が翌春の歌舞伎芝居(十二月の顔見世につづいて二の替り狂言を上演する)に上演されるので、その前評判をしていたか。四条橋の東側に北に四軒南に三軒定芝居があった。

三 夫が妻を放置して出奔すること。十二、三月経過すると、婚姻関係は解消し、妻は再婚できた。

四 離婚なき。置去りは妻に離婚請求権のある場合の一つでもある。

五 商いには賢い男も女にはたやすくたぶらかされる愚かしい一面がある。

\* これは夫婦共謀の借金逃れの方法。

六 保証金を取る掛売販売も、売掛代金が保証限度を越えて増える時は。注九参照。

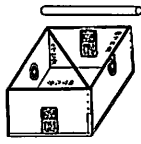
七 玄米の俵売りでなく精米の小口売り。労は多いが、現金収入で割高の上に、精米料や糊・俵・繩の収入も加わり、収益は大きい。

八 今、上京区一条通以北堀川通以西一帯の称。「絹織屋」は織工の給食用に多量の米を買い入れる。

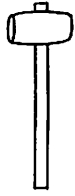
九 保証金を預り、その金額の範囲内で商品を給付し、売掛代金が限度を越えたと追徴する販売方法。

一〇 売掛代金がどこおって。二 踏み白。小売米屋は店の土間に碓を据え精白して

- 売ったので、搗米屋とも言う。
- 三 周縁を鉄板で固め、上辺対角線に鉄の弦を張った升。
- \* この章は『世間胸算用』に先駆する章である。
- 三 土の枕詞。
- 四 土塊を砕き田をならす農具。
- 五 山の枕詞を転じて、大和にかけた。大和機の、足で踏んで織る意も含む。
- 六 奈良地方で麻布を織る機。上機・高機ともいう。
- 七 機屋は多く東窓を開けて採光したので、その縁から、「朝日の里」(今、天理市佐保庄町)を出す。
- 八 所有耕地の少ない自作農。小作農の意もある。
- 九 農民には、牛を所有する上層、共同所有する中層、牛をもたず所有耕地五石以下で自立しがたい下層があった。
- 一〇 母屋に棟をよせかけて建てられた別籠の小屋。多くは次男三男層の住居。農村階層分化を示す。
- 一一 一年分の租税として一石二斗を納めたとすれば、税率は四、五割と考えられるので、九助の所有耕地の年収は三石に足りない。「牛さへ持たず」に照応。
- 一二 柵の葉の鋭い刺で目を突き(一八三頁注一参照)、鱈の強い臭いで鬼を追い払うまじない。
- 一三 諺。ありそうにないことあり得るたとえ。



升掛釣 (農功記)



り割土 (和漢三才図会)

ちの人並みの女  
人並みなる女、髪頭常よりは見よげに、帯も不断を仕替へ、薄雪・伊勢物語の草紙取り広げ、掛乞数多と打ち交じり、「春はどの芝居はやるべし」と、さてもゆるりとしたる有様。「これの主は何方へ」と問へば、「年寄り女房が気に入らぬとて、置去りにして行かれました」と、特別に愛想よく笑ひかかる。「暇取らしやれ。請け取り手は私の人がとか、ふざけて、売掛代金は心中では帳消しにして他の」とじやれて、掛帳は心に消して帰る。人程、賢くて愚かなるものはなし。

借錢の宿にも、様々の仕掛け者有り。油断する事なかれ。例へば、万の売掛けするとも、その人と次第に懇ろにならぬやうに、常住の心入れ、商人の秘密なり。親しくなりてよき事もあれど、それは稀なり。敷銀にして物を売るとも、前より残銀かさむ時は、見切りて金を切り捨てたがよい。売掛けの残金にこだわって「取引を続けている」とこれを捨てつべし。それにひかれて、後は大分の損をする事、皆人先の見えぬ欲からなり。この米屋も、当座銀にして、俵なしに量り売りの四五年は、仕合せの重なりけるに、或る時、西陣の絹織屋へ俵

米売り初め、置替への約束も、年々かさみて、算用は合ひながら、その銀塞がりて、手廻しなり難く、後は碓の音絶えて、釣掛升のみ残り。掛商ひには分別有るべし。

### 第三 大豆一粒の光り堂

鉢の土割り、手づからに畑打ち、女は麻布を織り延べ、足引の大和機を立て、東明りの朝日の里に、川端の九介とて小百姓ありしが、牛さへ持たずして、角屋作りの浅ましく住みなし、幾秋か一石二斗の御年貢を量り、五十余迄同じ顔にて、年越しの夜に入りて、小さき窓も世間並みに鱈の頭・柵を挿して、目に見えぬ鬼に恐れて、心祝ひの豆打ち囃しける。夜明けて、これを拾ひ集め、その中の一粒を野に埋みて、「もし煎豆に花の咲く事もや」と待ちしに、物は

- 一 立夏頃播種、立秋頃收穫。これを夏大豆という。
- 二 両手ですくった分量。実質は、二合(約二八〇グラム)に近い。
- 三 田畑のみぞ。
- 四 刈取りの時期。種を蒔いてから約百二十日。
- 五 当時大豆の値段は、米価に前後する。大豆八十八石は年収米三石(約四二〇キロ)に足らぬ小百姓の十年余の別途収入としては莫大なものである。
- 六 今、奈良市から天理市佐保庄町・柳本町・桜井市三輪・慈恩寺を経て初瀬に至る。上街道という。

九助の成功は農事の改良

- 七 五智堂を豆ん堂という俗称に付会したか、誤解したか(一四八頁注一参照)。「光り」は功績の意を含む。
- 八 寛永二十年(一六四三)徳川幕府は田畑未代売買の禁令を出したが、これを施行しなかつた藩もあり、買戻し・使用権譲渡・質流れなどの口実で、実質売買も行われた。
- 九 その時節に応じた作物。その代表として、稲と木綿をあげた。
- 一〇 木綿の咎(とが)のできることを「蝶がつく」という。
- 一一 天の与えるところではない。「天性」は「天成」の意。
- 一二 三四尺(約一・二メートル)の柄の先端の一尺五寸



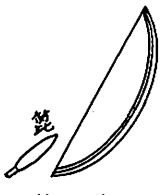
九助庭先の作業風景

鮮事に奔走してはならない争ふまじき事ぞかし。その夏、青々と枝茂りて、秋はおのづから実入りて、手一合に余るを、溝川に蒔き捨て、毎年刈り時を忘れず、次第に嵩みて、十年も過ぎて、八十八石になりぬ。これにて大きな燈籠を作らせ、初瀬海道の闇を照らし、今に豆燈籠とて、光りを残せり。諸事の物、積れば、大願も成就するなり。

この九助、この心から次第に家栄え、田畠を買ひ求め、程なく大百姓となれり。折ふしの作り物に、肥を仕掛け、間の草取り、水を掻きければ、おのづから稲に実りの房振りよく、木綿に蝶の

の横木に十数個の鉄の爪がついていて、土塊を碎きながらに用いる農具。以下すべて例の付会の説。

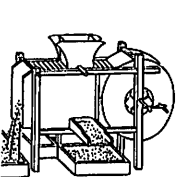
- 一三 とうみ。通し箕の略。風車を仕掛けて、穀物の実と糠殻・秕を吹き分ける農具。
- 一四 搗米から糠を分離する農具。下図参照。
- 一五 稲扱の俗称。寡婦の賃仕事であった稲扱を取り上げて失職させた、という意味で名づけられたもの。旧制に比べて十倍の能率をあげた。
- 一六 古くは扱箸(扱竹)で脱穀した。扱箸の大きなものになると、麦束を持つ者と扱箸を持つ者と二人がかりで作業した。
- 一七 綿弓。木綿の撚糸の弦を張った弓。竹筒で弦を弾いて、練綿(五〇頁注二参照)を精製する。
- 一八 木綿は一斤を二百二十匁(約八二五グラム)とした。平野目という。



綿弓 (和漢三才図会)



稲扱 (和漢三才図会)



唐箕 (和漢三才図会)



細攪 (和漢三才図会)



飛明した

世の重宝を仕出しける。鉄の爪を並べ、細攪といふ物を拵へ、土を

砕くに、これ程人の助けになる物はなし。この外、唐箕・千石通し、麦扱く手業もとけしなかりしに、尖竹を並べ、これを後家倒しと名付く。古代は、二人して穂先を扱ぎけるに、力も人れずして、しかも一人して、手廻りよくこれを始めける。

その後、女の綿仕事まだるく、殊更打綿の弓、やうやう一日に五



唐子 (和漢三才図会)

一 正保(一六四四)  
 二 明料(一六五五)  
 三 頃シナより長崎に船載。鯨の筋を弦とし小槌で弾いた。  
 四 雪白の打綿が沢山に精製されたので、勢いづいて、繰綿を沢山買いこみ。「山の如く」は上下に掛る。  
 五 藪で包装した綿荷は一個約十貫目(約三七・五キロ)、幾本と教えて幾丸とは言わなかったらしい。一六四頁挿絵参照。

六 九助は綿の仲買(七八頁注三参照)となり、農村の繰綿を集荷して、平野(今、大阪市平野区平野市町)や京橋(今、東区京橋一丁目)の市で綿問屋と取引したのである。  
 七 京橋に富田屋九郎兵衛・銭屋勘兵衛の綿問屋があり、又、天王寺に綿屋宇兵衛・同三郎兵衛があり、虚実を取りまぜたのである。

八 秋九月に市場取引され、冬十月末から江戸へ輸送される。九助始末の書置き  
 九 立派な葬儀。八八頁注七参照。  
 一〇 浄土宗の重要な行事として、陰曆十月六日から十五日までの十昼夜専心念仏を修する。十夜念仏という。莫大な遺産を残したし、十夜念仏の最終日に死んだし、極楽浄土へは期待通りに行けるということ。

一一 死後七日・四十九日・百か日などの忌日を過ぎて、町年寄・五人組・親類縁者・その他の証人立会いの上、遺言状を開くのを常とした。  
 一二 本光明寺。真言宗。今、天理市石上町にあった。  
 一三 非時食の略。僧に供する午後の食事。正時(午前)の食事を斎という。  
 一四 五行前に「千貫目の書置き」と大まかに記す。  
 一五 今、奈良県桜井市三輪。  
 一六 字義は母の姉妹だが、必ずしもそれに限らない。  
 一七 算木崩。三筋ずつ縦横に並べた模様。木綿織に多  
 一八 一六五頁挿絵参照。  
 一九 中風の予防になるといふ桑の木製のT字形の老人杖。  
 二〇 今、奈良県吉野郡下市町下市。  
 二一 山形に三つ並べた星の模様を散らしたもの。一六五頁挿絵参照。  
 二二 麻の撚糸で目を粗く織った布。五一頁注一一参照。  
 二三 今、奈良県高市郡明日香村岡。  
 二四 紺よりやや薄い藍色。五〇頁注七参照。  
 二五 経を撚糸、綿を平糸で織った麻布の晒さぬもの。  
 二六 甥・姪ともいう。  
 二七 中程度の蜜柑色。  
 二八 鹿のなめし革製の足袋。五〇頁注五参照。  
 二九 布袋竹のこと。真竹の麥種。  
 三〇 今、滋賀県蒲生郡日野町地方原産の絹織物。三八頁注七参照。  
 三一 今、大和郡山市に産した赤茶色の木綿布。

斤ならではこなれぬ事を思ひ廻らし、唐土人の仕業を尋ね、唐弓といふ物初めて作り出し、世の人に隠して、横槌にして打ちける程に一日に三貫目つつ、雪山の如く、繰綿を買ひ込み、数多の人を抱へ、打綿幾丸か江戸に廻し、四五年のうちに分限になりて、大和に隠れなき綿商人となり、平野村・大坂の京橋、富田屋・銭屋・天王寺屋、何れも綿問屋に、毎日何百貫目といふ限りもなく、撰河内國の木綿買ひ取り、秋冬少しの間に、毎年利を得て、三十年余りに千貫目の書置きして、その身一代は楽といふ事もなく、子孫の為によき事をして、八十八にて空しくなりぬ。

死光りにして、折しも十月十五日、浄土は願ひのままに、野辺の煙になして、それ百ヶ日も過ぎ行けば、遺言の通りに、在原寺の法師を証拠に、御非時の上にて、譲り状の箱を開きて見しに、有り銀一千七百貫目一子九之助に相渡し、なほ家屋敷・諸道具の義は、書載するに及ばず。さて、親類の方へ、それぞれの所務分けの書付

け読みしに、「三輪の里の姨の方へ手織の算崩しの木綿袴一つ・紬地の首巻・桑の木の鐘木杖一本。吉野の下市に住みし弟の方へ、三つ星小紋の布子に緞の肩衣、これを送るべし。岡寺の妹に、花色の布子に黒き半襟の掛りしを一つ、生平の帷子添へて取らすべし。同じ甥に、病中下に敷きたる縦縞の蒲団・中柑子の革足袋一足、これは縫ひ縮めて履くべし。唐竹の煙管筒・日野絹の頭巾、この二色は、医師の中林道伯老へ形見なり。柿染の夏羽織、袖の鼠喰ひを見えぬやうに継ぎを当て、寺同行の仁左衛門殿へ進ずべし」。家久しき手代二人有りけるに、一人には、置き古びし十露盤一丁取らせける。又一人には、使ひ馴れし秤一丁譲りける。書置き見ぬうちは頼もしく、何れも開くを待ちかねしに、いかないかな、金銀の事は一匁も書付けなくて、各呆れ果て、「手前のよき親類も、銭銀の頼りにはならぬ物」と、今迄零せし涙をやめて、この家を見限り、我が里々に帰りぬ。千七百貫目の銀は、一代の始末にて延ばしければ、

け読みしに、「三輪の里の姨の方へ手織の算崩しの木綿袴一つ・紬地の首巻・桑の木の鐘木杖一本。吉野の下市に住みし弟の方へ、三つ星小紋の布子に緞の肩衣、これを送るべし。岡寺の妹に、花色の布子に黒き半襟の掛りしを一つ、生平の帷子添へて取らすべし。同じ甥に、病中下に敷きたる縦縞の蒲団・中柑子の革足袋一足、これは縫ひ縮めて履くべし。唐竹の煙管筒・日野絹の頭巾、この二色は、医師の中林道伯老へ形見なり。柿染の夏羽織、袖の鼠喰ひを見えぬやうに継ぎを当て、寺同行の仁左衛門殿へ進ずべし」。家久しき手代二人有りけるに、一人には、置き古びし十露盤一丁取らせける。又一人には、使ひ馴れし秤一丁譲りける。書置き見ぬうちは頼もしく、何れも開くを待ちかねしに、いかないかな、金銀の事は一匁も書付けなくて、各呆れ果て、「手前のよき親類も、銭銀の頼りにはならぬ物」と、今迄零せし涙をやめて、この家を見限り、我が里々に帰りぬ。千七百貫目の銀は、一代の始末にて延ばしければ、

一 厄落しに禪を落す俗習があったが、この男は逆に四十二の大厄を迎えて、この男としては思い切つて、網の禪を作るという贅沢をしたが、汚すほどに使用しなかつたところに、節約精神がうかがわれる。

二 藤袋で巻いた柄。  
三 胡桃の彫刻をした目貫。「目貫」は、もと、刀を柄に固定するために貫いた目釘のことだったが、転じて、その上を被う装飾用金具をいう。



中箆と根付け  
〔和漢三才図会〕

四 鐔のない短刀。長さ九寸五分(約二九センチ)。  
五 もと南インド産の革(我が国でも模造)製の巾着とそれにつけた鹿の角の根付け(装飾用金具)。

六 長門(今、山口県)産の印籠。木地に続飯を練って牛皮を貼りつけ、黒漆塗りにしたもの。葉持ちのよいが特色。

七 表道具とも。世間体を飾るに必要な装身具。

八 今、奈良県桜井市倉橋大字仁王堂。

九 地方を廻つて男色を売り歩く男。二王堂の飛子宿のことは『好色一代男』巻二の一に詳しい。

一〇 その男色に女色の遊びを加へ。

二 奈良の遊里は南北の通り町鳴川と東西の通り町木辻(今、鳴川町・東木辻町・西木辻町)の二町より成

一門欲しがればとて、沢山にやるはずもなし。

この九助、一生絹物肌に着ざる印は、この度の改めにて知れぬ。

四十二の厄年に、絹の下帯一筋初めて買はれしが、少しも汚れめつかず、そのままに有りける。親仁の身の廻りとは、右の通りの外なく、藤巻柄に胡桃の目貫の相口一腰、熟革横襷の巾着に、鹿の角の根付け、長門練の無地の印籠、これならでは、世間道具一つもなかりし。

九之助、これを浅ましく思ひ、はや遺言状を背き、親類・手代迄も、それぞれに銀子を分け取らせけるを、親とは各別の心ざしと、人皆悦び出入り申し、昔に交らず商売するうちに、或る時、多武峯の麓里二王堂といふ所に、京・大坂の飛子の隠家を、知る辺の人にそのかさされ、ここに通ふ事募りて、恋の二道を掛け、奈良木辻狂ひも、程なくいやになりて、今の都の和国・唐土迄も、引舟まかせに買い詰め、やむ事なきを、母親の歎きて、十市の里より色よき娘

る。『好色一代男』巻四の二。

三 共に京都島原中之町一文字屋七郎兵衛抱えの太夫。和国・唐土の名に日本・シナの意をからませ、太夫をすべて、の意をこめる。

三 太夫に付き添う女郎。丑女郎(二五頁注二〇参照)が勤める。

四 今、奈良県橿原市十市町。

五 遊里(二四頁注二二参照)の美女。当時は美女の典型は遊里に求められた。

六 こんな田舎娘の美女を妻にしたくらいでは色遊びのやまぬことを母親は苦に病んで。

七 酒と色事。

八 生存の見込み少なくなつて。

九之助借銀の書置き

元 跡目(一六頁注八参照)。今後の一家の経営。

三〇 誠意を尽しての内々の相談。むろんこれは表面だけのことで、遺産に期待をかけたのである。九之助を「見限りて、奉公外になし」手代どものことである。

呼び迎へしに、分里の美形を見馴れたる目なれば、中々これにてとまらぬ事を、思ひとなり、母人も終に果てられし後、意見言ふ人もなくて、万事を捨てて、年久しく騒ぎぬ。

その後は、下々迄も見限りて、奉公外になしける。されども、夫婦の中に、いつともなう男子三人有りて、家継ぎは氣遣ひなかりしに、いよいよ、九之助酒煙の二つに身を賣め、八九年のうちに、頼み少なき身となつて、三十四の年に頓死、驚くに甲斐なく、無常野に送りける。

九之助も、身の程は覚悟して、かねて書置き認め置きしを、手代ども集り、「若年の人々なれば、跡の事ども心もとなし。金銀はいずれもの中へ預り、方々御成長の時分、相渡し申すべし」と、心底残らぬ内談。石流昔のよしみと、所の人々これを感じ、先づ先づ書置き開いて見しに、皆々横手を打ちけるこそ道理なれ。有り銀千七百貫目は遣ひ崩し、これは借銀の書置き、興を覚ましける。「京井

- 一 遊里と芝居をさす。ここでは、遊里のこと。
- 二 今、南区道頓堀付近での歌舞伎役者などを相手の男色の遊興。一〇〇頁注七参照。
- 三 義理を欠いたこと。すなわち遊興費の未払い分。
- 四 筒条書。二四頁注九参照。
- 五 あちらこちらの掛買いの借金合計。
- 六 居住地での勘定。ここでは、借銀。
- 七 私法上の破産。四二頁注六参照。
- 八 証書の終りに記す決り文句。記載事項は右の通り、という意。

九 鹿島の言触れの挨拶冒頭の決り文句。

一〇 今、茨城県鹿島郡鹿島町の鹿島神宮。祭神は武甕槌神。国内に異変の起る時は、必ず予告して人々を戒めるといふ。



言触れ  
〔人倫訓蒙図彙〕

- 一 鹿島の神石に、要石という凹柱状で地上二尺余のものがあり、動かせば揺らぐが、その根は深くて抜けぬという。その石に寄せる神詠と伝承する「ゆるぐともよもやぬけじの要石かしまの神のあらん限りは」の歌のもしり。要石に身代の意を託す。
- 二 諺。
- 三 鹿島明神の神託と称して毎銀が銀を儲ける時節

筒屋吉三郎殿、小判二百五十両借り有り。これは悪所にて、金子の入る事俄なれば、借用して恥をすすぎければ、義理の借り金なり。これは惣領九太郎、成人の後随分稼ぎ出し、済ますべし。大坂の道頓堀にての遊興の分の立たぬ事、一つ書きにしてあるなれば、これは九二郎済ますべし。この外、所々買掛り、僅か三十貫目ばかりなれば、これは九三郎寄り寄りに済ますべし。家屋敷・諸道具は、所の差引きに分散して相渡すべし。後の用ひは後家にさすべし。書置き仍而如件」。

第四 朝の塩籠夕べの油桶

「これやこなたへ御免なりましたよ。鹿島大明神様の御託宣に、人の身代は、『動くともよもや抜けじの要石商神のあらん限りは』と

い。

一四 青砥左衛門尉藤綱。北条時頼の臣。滑川に落ちた十文の銭を五十文の松明を買って捜させた説話で有名。

一五 滑川を仮称。今、鎌倉市を南流して由比ヶ浜にそそぐ小川。

一六 諸国剣遊の北条時頼を、雪の夜佐野常世が秘蔵の鉢の木、松・梅・桜の三木を焚いてもてなした恩賞に、三木の名にちなむ三庄を賜ったという故事（謡曲『鉢の木』）に基づき、その恩賞の不釣り合いの大きさをぼろいもうけとひやかした。

一七 強大資本のみがますます強東長者の蓄財の始め大になる時世。

一八 今、千葉県松戸市小金あたり方四十里の原野。「小金」に地名と「黄金」を掛ける。十万両の黄金（資産）を持って住んでいたの意。一四八頁注五参照。

一九 人心の従うをいう。「小金が原」「草木」「靡く」「笹葺き」と縁語仕立て。

二〇 「笹」は、ささやかな、粗末な、という意。草葺き『西鶴織留』巻二の三挿絵、又は、ささ板（小さな幅の狭い板）葺き『好色一代男』巻二の五挿絵の屋根のこと。

二一 時刻に応じて行商の品を代える抜け目なさや勞をいとわぬ働きが、成功の一因。一四八頁注四参照。

二二 馬の背。馬にはかせる草鞋。

の御詠歌の心は、物じて産業の道、稼ぐに追ひ付く貧乏なし」と、言触れが言うて廻りに、正直に受け取って、一文の銭をも徒にする事なかれ。昔、青砥左衛門が、松明にて鎌倉川を探せしも、世の重宝の朽ち磨る事を惜しみての思案深し。それは最明寺の御時にて、松・梅・桜を切つて、薪屋をしても掴み取りのある世なり。今は銀が銀を儲くる時節なれば、中々油断して渡世はなり難し。

ここに常陸の国に、その身一代のうちの分限、十万両の小金が原

といふ所に、日暮の何某とて、棟高く屋作りして、人馬あまた抱へ、田畑百町に余り、家栄えて不足なし。末々の里人を憐み、慈悲深く、

この人所の宝と、村の草木も靡きける。初めは僅かなる笹葺きに住みて、夕べの煙細く、朝の米櫃もなく、着類も春夏の分ちなく、只律義千万に身を働き、夫婦諸共に憂き時を過ぐしぬ。朝は酢・醬油を売り、屋は塩籠を荷なひ、夕暮れは油の桶に代り、夜は杵を作り

て、馬方に商ひ、若き時より一刻も徒居をせず、毎年内証よろしく